

国指定北アルプス鳥獣保護区
乗鞍特別保護地区計画書
【指定】

(環境省案)

令和 6 年 月
環 境 省

1 特別保護地区の概要

- (1) 特別保護地区の名称
乗鞍特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

北アルプス鳥獣保護区のうち、岐阜県高山市丹生川町所在国有林飛騨森林管理署 120 林班の区域
(ただし、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 36 条に基づき指定された乗鞍鶴ヶ池集団施設地区（平成 4 年 7 月環境庁告示第 51 号）の区域を除く。)

(3) 特別保護地区の存続期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 16 年 10 月 31 日まで（10 年間）

2 特別保護地区の保護に関する指針

- (1) 特別保護地区の指定区分
希少鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、当該鳥獣保護区南端、岐阜県の乗鞍岳の標高約 2,200 メートルから約 3,000 メートルまでに位置し、大部分がハイマツ群落や高山草原群落から成る高山帯である。このような自然環境を反映し、当該区域には、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧 I B 類のライチョウ、イヌワシ等の生息が確認されている。また、ライチョウの生息にとって重要な風衝地群落、ハイマツ群落及び雪田植物群落が広く発達しているため、ある程度の大規模個体群が生息する地域となっているとともに、他の主要な生息地から比較的強く隔離された地域であるため、分布域の確保の観点から特に重要な生息地となっている。

このため、当該鳥獣保護区の中でも特に重要な区域として、当該区域を鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(3) 管理方針

- 1) 希少鳥獣生息地の保護区として、ライチョウ、イヌワシ等の保護を図るため適切な管理に努める。
特にライチョウ及びイヌワシについては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）第 45 条第 1 項に基づき定められた保護増殖事業計画を踏まえ、関係機関と連携して保護に努める。
- 2) 違法捕獲防止や制札の維持管理のため、国指定鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視を行う。
- 3) 希少鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による生息への影響を防止するため、関係行政機関等と協力して利用者及び地域住民への普及啓発を行う。
- 4) 国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査や登山者からの目撃情報の収集等を通じて、区域内のライチョウやイヌワシを始めとした希少鳥獣の生息状況の把握に努め、収集された情報等を基に必要な保全対策を講じる。
- 5) 当該鳥獣保護区及びその周辺ではニホンジカ、イノシシ等の生息が確認され、特にニホンジカが高山帯又は亜高山帯へ侵入して高山植物等に被害をもたらすこと及び当該被害がライチョウ等の生息に影響を与えることが懸念されている。このため、令和 5 年 9 月に農林水産省及び環境省により策定された中部山岳生態系維持回復事業計画に即し、中部山岳国立公園野生鳥獣対策連絡協議会で策定される中部山岳国立公園ニホンジカ対策方針に基づき、関係機関が連携して総合的にニホンジカ対策を進める。
- 6) 関係機関と連携し、ツキノワグマやニホンザル等の鳥獣の餌付きや人慣れを防ぎ、人身被害の抑止に努める。

3 特別保護地区の面積内訳

別表 1 のとおり。

4 当該区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 特別保護地区の位置

北アルプス鳥獣保護区の南端部の岐阜県に位置し、最高峰である剣ヶ峰、大丹生岳、大黒岳等から構成される乗鞍岳の標高約 2,300 メートルから約 3,000 メートルまでの区域であり、全域が中部山岳国立公園に指定されている。

イ 地形、地質等

乗鞍岳は、剣ヶ峰、富士見岳、恵比須岳、大丹生岳、烏帽子岳等の南北に連なる小火山から構成された成層火山である。乗鞍岳山頂部一帯には、火山活動の痕跡である火口壁や火口丘が見られる他、権現池、五ノ池、亀ヶ池、不消ヶ池等の火山湖が見られる。

地質は、安山岩（デイサイト溶岩）を主体とする。

ウ 植物相の概要

大部分が標高約 2,500 メートル以上の高山植生帶であり、ハイマツ群落及び高山草原群落からなる高山帶が広がる。一部の標高約 2,300 メートルから約 2,500 メートルまでの区域は、ダケカンバが優先する亜高山帶となっている。

エ 動物相の概要

ライチョウのなわばりが多数存在また近年の生息数も安定しており、当該鳥獣保護区の中でもライチョウの重要な生息地となっている。また、当該地区の中でも大丹生岳から剣ヶ峰にかけての稜線部一帯は特に生息数が多い。その他鳥類では、イヌワシ、クマタカ、イワヒバリ、ホシガラス等が生息している。また、哺乳類ではニホンカモシカ、ツキノワグマ、オコジョ、ニホンノウサギ等が生息している。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表 2 のとおり。

イ 獣類

別表 3 のとおり。

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

該当なし

5 施設整備に関する事項

(1) 特別保護地区用制札 1 本

6 参考事項

(1) 当初指定

昭和 59 年 11 月 1 日（昭和 59 年 10 月 23 日 環境庁告示第 67 号）

(2) 経緯

平成 6 年 11 月 1 日（平成 6 年 10 月 28 日 環境庁告示第 81 号）指定

平成 16 年 11 月 1 日（平成 16 年 10 月 28 日 環境省告示第 68 号）指定

平成 26 年 11 月 1 日（平成 26 年 10 月 31 日 環境省告示第 120 号）指定

別表1 国指定北アルプス鳥獣保護区乗鞍特別保護地区の面積内訳表

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	109,989 ha	9,863 ha	119,852 ha	997 ha	ha	997 ha	ha	ha	ha
林野	109,092 ha	9,790 ha	118,882 ha	839 ha	ha	839 ha	ha	ha	ha
農耕地		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
水面	696 ha	10 ha	706 ha	27 ha	ha	27 ha	ha	ha	ha
その他	201 ha	63 ha	264 ha	131 ha	ha	131 ha	ha	ha	ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	99,226 ha	9,846 ha	109,072 ha	997 ha	ha	997 ha	ha	ha	ha
国有林		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
林野庁所管	98,823 ha	9,775 ha	108,598 ha	997 ha	ha	997 ha	ha	ha	ha
制限林	98,471 ha	9,766 ha	108,237 ha	802 ha	ha	802 ha	ha	ha	ha
保安林	97,290 ha	9,766 ha	107,056 ha	802 ha	ha	802 ha	ha	ha	ha
砂防指定地	13,665 ha	ha	13,665 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林	352 ha	9 ha	361 ha	195 ha	ha	195 ha	ha	ha	ha
国有林以外の国有地	403 ha	71 ha	474 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
文部科学省所管	3 ha	ha	3 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
環境省所管	138 ha	ha	138 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
国土交通省所管	262 ha	71 ha	333 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
地方公共団体有地	1,129 ha	0 ha	1,129 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
都道府県有地	1,072 ha	ha	1,072 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	1,072 ha	ha	1,072 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
市町村有地等	57 ha	ha	57 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	56 ha	ha	56 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	1 ha	ha	1 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
私有地等	9,325 ha	17 ha	9,342 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	9,325 ha	17 ha	9,342 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
公有水面	309 ha	0 ha	309 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
計	109,989 ha	9,863 ha	119,852 ha	997 ha	ha	997 ha	ha	ha	ha

◆他法令による規制区域との重複

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然環境保全法による地域	0 ha	0 ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
自然公園法による地域	99,931 ha	7,189 ha	107,120 ha	997 ha	ha	997 ha	ha	ha	ha
特別保護地区	53,499 ha	205 ha	53,704 ha	997 ha	ha	997 ha	ha	ha	ha
特別地域	42,335 ha	6,580 ha	48,915 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通地域	4,097 ha	404 ha	4,501 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
文化財保護法による地域	21,602 ha	0 ha	21,602 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

(注)

- ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
- 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に（）書きで上段に記載する。
- 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で（）書きで記入する。
- 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
- 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域（国指定自然環境保全地域及び都道府県指定自然環境保全地域）、自然公園法に基づく指定地域（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園）、文化財保護法に基づき区域指定地城されてい地城のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

(別表2) 乗鞍特別保護地区

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
キジ	キジ	<u>ライチョウ</u>	EN・国特天・国内希少	留鳥
ハト	ハト	キジバト		留鳥
カッコウ	カッコウ	ホトトギス		夏鳥
アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ ○アマツバメ		夏鳥 夏鳥
チドリ	チドリ	コチドリ		夏鳥
	シギ	キアシシギ オバシギ		旅鳥 旅鳥
タカ	タカ	ハチクマ トビ ツミ ハイタカ オオタカ <u>サシバ</u> ノスリ <u>イヌワシ</u> <u>クマタカ</u>	NT NT VU EN・国天・国内希少 EN・国内希少	夏鳥 留鳥 留鳥 留鳥 留鳥 夏鳥 留鳥 留鳥 留鳥
キツツキ	キツツキ	○コゲラ ○アカゲラ		留鳥 留鳥
ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボウ <u>ハヤブサ</u>	VU・国内希少	留鳥 留鳥
スズメ	モズ	モズ		留鳥
	カラス	カケス ○ホシガラス ハシボソガラス ハシブトガラス		留鳥 留鳥 留鳥 留鳥
	キクイタダキ	○キクイタダキ		留鳥
	シジュウカラ	○コガラ ヤマガラ ○ヒガラ シジュウカラ		留鳥 留鳥 留鳥 留鳥
	ヒバリ	ヒバリ		留鳥
	ツバメ	○イワツバメ		夏鳥
	ヒヨドリ	ヒヨドリ		留鳥
	ウグイス	○ウグイス		留鳥
	ムシクイ	○メボソムシクイ エゾムシクイ		夏鳥 夏鳥
	ゴジュウカラ	○ゴジュウカラ		留鳥
	キバシリ	キバシリ		留鳥
	ミソサザイ	ミソサザイ		留鳥
	ヒタキ	○アカハラ ツグミ コマドリ ノゴマ コルリ ○ルリビタキ ジョウビタキ ノビタキ		夏鳥 冬鳥 夏鳥 旅鳥 夏鳥 留鳥 冬鳥 夏鳥

目 科	種または亜種	種の指定等	備考
	サメビタキ		夏鳥
	キビタキ		夏鳥
	オオルリ		夏鳥
イワヒバリ	○イワヒバリ		留鳥
	○カヤクグリ		留鳥
セキレイ	○キセキレイ		留鳥
	セグロセキレイ		留鳥
	ビンズイ		留鳥
アトリ	アトリ		冬鳥
	マヒワ		冬鳥
	ベニマシコ		冬鳥
	○ウツ		留鳥
ホオジロ	ホオジロ		留鳥
合計 9目	26科	61種	

注1) 種名や配列等は日本鳥類目録改訂第7版（日本鳥学会 2012）に準拠した。

注2) データは各種自然環境調査報告書（国土交通省、長野県、富山県）、鳥獣捕獲許可に係る報告書、国指定鳥獣保護区管理員報告書の他、各種学術文献に拠った。

注3) 種の指定等の区分は以下のとおりである。

環境省RL：環境省レッドリスト2020におけるレッドリスト種

天然記念物：国特天（国指定特別天然記念物）、国天（国指定天然記念物）

種の保存法：国内（国内希少野生動植物種）

注4) 環境省レッドリストのカテゴリーは以下のとおりである。

CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類、VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

注5) 備考の留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥、迷鳥、外来は日本鳥類目録改訂第7版を参照した。また、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第2条第1項に定める特定外来生物に指定された鳥獣は、外来（特定外来）とした。

注6) ○は一般的に見られる鳥獣、アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に定める鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。

(別表3) 乗鞍特別保護地区

目 科	種または亜種	種の指定等	備考
靈長 オナガザル	○ニホンザル		
齧歯 リス	○ニホンリス ニホンモモンガ		
キヌグネズミ ネズミ	スミスネズミ ○ヒメネズミ ○アカネズミ		
兎形 ウサギ	ニホンノウサギ		
真無盲腸 トガリネズミ	ニホンジネズミ		
モグラ	○ヒミズ		
食肉 イヌ	○アカギツネ		
クマ	ツキノワグマ		
イタチ	○ニホンテン アナグマ オコジョ	NT	
偶蹄 イノシシ	イノシシ		
シカ	ニホンジカ		
ウシ	○ニホンカモシカ	国特天	
合計 6目	13科	17種	

注1) 種名や配列等は、世界哺乳類標準和名リスト2021 年度版（川田ほか 2021）に準拠した。

注2) データは各種自然環境調査報告書（国土交通省、長野県、富山県）、鳥獣捕獲許可に係る報告書、国指定鳥獣保護区管理員報告書の他、各種学術文献に拠った。

注3) 種の指定等の区分は以下のとおりである。

環境省RL：環境省レッドリスト2020 におけるレッドリスト種

天然記念物：国特天（国指定特別天然記念物）、国天（国指定天然記念物）

注4) 環境省レッドリストのカテゴリーは以下のとおりである。

CR：絶滅危惧IA 類、EN：絶滅危惧IB 類、VU：絶滅危惧II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

注5) ○は一般的に見られる鳥獣、アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に定める鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。

国指定北アルプス鳥獣保護区区域図

